

平成28年度 市民活動応援券の図柄が決定!!



- 平成28年度「市民活動応援券（応援券）」は、背景色を桃色に変更して発行しました。
- 有効期限は平成29年3月31日までです。
- 応援券は、市から各地区コミュニティやまちづくり協議会へ配布します。
- 市民の皆さんは、地区コミュニティやまちづくり協議会の事業（文化祭、敬老会、三世交代流など）に参加するなどして応援券を取得することができます。
- 地区コミュニティやまちづくり協議会が、どの事業（行事など）で応援券を配布するかは、地区コミュニティやまちづくり協議会によって異なります。

取得した応援券の使い方

1. サービスの提供を受けたお礼として使用できます。

個人では、なかなか枚数が集まりませんが、グループで集めていただき、市民活動応援制度冊子に掲載されている登録団体（提供先が「個人」と記載されている登録団体に限る）へ連絡をすると、教室を開催してもらったり、演奏を披露してもらったりすることができます。



2. 市民同士で自由に使用することができるので、必要としている人にあげることができます。

3. 冊子に掲載されている登録団体へ寄附として使用できます。

【寄附方法】

- ① 登録団体への直接寄附
- ② 寄附ボックスへの投函
（市民協働センター「みらい」に常設）
- ③ 寄附ボードへの投函
（設置依頼のあった地区コミュニティやまちづくり協議会の行事などで臨時に設置することがあります）

※市民の人は個人で応援券をお金に換えることはできませんので、上記の3つの方法でお礼や寄附にお使いください。

平成28年度の登録団体を紹介する市民活動応援制度冊子ができました

平成28年度の市民活動応援制度の登録団体を紹介する市民活動応援制度冊子ができあがりしました。

冊子は、各地区コミュニティセンター、市役所本庁舎、関支所、林業総合センター、市民協働センター「みらい」、あいあい、医療センターなどの市の施設に設置していますので、ご覧ください。また、市民文化部文化振興局共生社会推進室でお渡しします。



問合せ 市民文化部文化振興局
共生社会推進室 ☎84-5066